

## 一般社団法人北海道病院薬剤師会 定款細則

### (会員区分)

第1条 定款第6条に定める特別会員、賛助会員、名誉会員及び有功会員の要件は以下のとおりとする。

- (1) 特別会員：本会の目的及び事業に賛同する正会員以外の薬剤師
- (2) 賛助会員A：本会の目的及び事業に賛同する医薬品製造販売業者
- (3) 賛助会員B：本会の目的及び事業に賛同する医薬品製造販売業者以外の企業
- (4) 賛助会員C：本会の目的及び事業に賛同する公共機関または正会員・特別会員以外の個人
- (5) 名誉会員：本会に特に顕著な功績のあった者で理事会の推せんと総会の同意を得た者
- (6) 有功会員：役員または支部長が推せんし理事会の同意を得た者

2 賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。

3 名誉会員および有功会員は、終身にわたって委嘱することとし、会費を徴収しない。

### (入会等手続き)

第2条 正会員および特別会員の入会、退会、変更に関する届出は所属する支部を通じて行わなければならない。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りではない。

2 賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。

### (会費)

第3条 定款第8条に定める会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員： 2,000円(年会員)
- (2) 特別会員： 2,000円(年会員)
- (3) 賛助会員A：20,000円(年会員)
- (4) 賛助会員B：10,000円(年会員)
- (5) 賛助会員C： 2,000円(年会員)

2 正会員、特別会員の会費の納入は、日本病院薬剤師会 会員管理システム(シクミネット)を通じて行わなければならない。なお、当面の間は所属する支部を介した支払いも可能とする。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りでない。

3 賛助会員の会費の納入は本会に直接行わなければならない。

### (費用弁償)

第4条 定款第24条に基づき役員に弁償できる費用は、次のとおりとする。

- (1) 旅費
- (2) 謝金
- (3) その他会務に必要な費用

### (委員会)

第5条 定款第44条3項に定める委員会の所管事項は別表1のとおりとする。

(顧問)

第6条 顧問は本会に特に顕著な功績のあった会長のうちから理事会の推せんと総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。

2 顧問は会務を行わない。

3 顧問は無報酬とする。

(相談役)

第7条 相談役は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

2 相談役は会の運営に関し、会長の求めに応じ、随時意見を述べることができる。

3 相談役は無報酬とする。

(表彰)

第8条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(助成)

第9条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について助成を行うことができる。

(旅費)

第10条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(謝金)

第11条 会長は会務の遂行のために必要と認めたときに謝金を支給することができる。

(慶弔)

第12条 会長は必要と認めたときに慶弔を行うことができる。

(改廃)

第13条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則

(設立時社員の任期)

1 本会の設立時の社員の任期は、平成29年5月20日までとする。

(設立時理事および設立時監事の任期)

2 本会の設立時理事および設立時監事の任期は、平成30年に開催される通常総会の終結のときまでとする。

改定年月日 令和4年5月21日 理事補の項目を削除 (令和4年 通常総会にて承認済み)

改定年月日 令和6年5月18日 会費納入方法の変更 (令和6年 通常総会にて承認済み)

別表 1 (第 5 条関係)

委員会	担当事項
会誌編集委員会	北海道病院薬剤師会雑誌の編集発行に関する事項
中小病院委員会	中小病院及び診療所における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
病院実習委員会	薬学生の病院実務実習受け入れに関する事項
生涯研修委員会	生涯研修に関する事項
表彰選考委員会	表彰に関する事項
療養・精神委員会	療養病床及び高齢者施設等ならびに精神科病院における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
選挙管理委員会	会長、監事及び代議員の選出に関する事項
学術委員会	学術集会の企画立案及び開催に関する事項